

別表7-1

融資主体支援タイプにおける配分基準表

項目	現 状 の 水 準	点 数
① 付加価値額の拡大	ア 現状ポイント 直近年の付加価値額が以下のいずれかとなっている。ただし、⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。	
	a 300万円以上	1 経営体につき 1点
	b 600万円以上	1 経営体につき 2点
	イ 付加価値額の拡大率目標ポイント 目標年度における付加価値額の目標の直近年からの拡大率が以下のいずれかとなっている。ただし、⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。	
	a 3%以上	1 経営体につき 1点
	b 10%以上	1 経営体につき 2点
	c 15%以上	1 経営体につき 3点
	d 20%以上	1 経営体につき 4点
	e 30%以上	1 経営体につき 5点
	ウ 付加価値額の増加額目標ポイント ⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は（イ）、その他の者は（ア）の取組に該当している。	
	(ア) 目標年度における付加価値額の目標の直近年からの増加額が以下のいずれかとなっている。	
	a 100万円以上	1 経営体につき 1点
	b 200万円以上	1 経営体につき 2点

	c 300万円以上	1経営体につき 3点
	d 400万円以上	1経営体につき 4点
	e 500万円以上	1経営体につき 5点
	(イ)目標年度における付加価値額の目標が以下のいずれかとなっている。	
	a 基準額(目標年度における就農後経過年数×50万円)以上	1経営体につき 1点
	b 基準額の10%増し以上	1経営体につき 2点
	c 基準額の20%増し以上	1経営体につき 3点
	d 基準額の30%増し以上	1経営体につき 4点
	e 基準額の40%増し以上	1経営体につき 5点
② 経営面積の拡大	以下のいずれかの取組に該当している。	
	a 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より4ha(施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1経営体につき 5点
	b 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より2ha(施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1経営体につき 4点
	c 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている、又は目標年度に現状より4ha(施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1経営体につき 3点
	d 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、又は目標年度に現状より2ha(施設園	1経営体につき 2点

	<p>芸作の場合は 10%、果樹作の場合は 5%）以上 の経営面積の拡大を行うこととしている。</p>	
	<p>e 上記 a から d までに該当しない経営体で、目標 年度に現状より経営面積の拡大を行うこととし ている。</p>	1 経営体につき 1 点
③ 労働時 間の短縮	<p>栽培技術等の改善、作業の効率化等により農作業 の一部又は全部の労働時間について、a から c まで のいずれかの取組に該当している。</p>	
	<p>a 目標年度までに 10%以上削減することとして いる。</p>	1 経営体につき 1 点
	<p>b 目標年度までに 20%以上削減することとして いる。</p>	1 経営体につき 2 点
	<p>c 目標年度までに 50%以上削減することとして いる。</p>	1 経営体につき 3 点
④ 経営管 理の高度 化	<p>ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人 化することとしている。</p>	1 経営体につき 2 点
	<p>イ GLOBALG. A. P. 又は ASIAGAP の認証を取得してい る。</p>	1 経営体につき 1 点
	<p>ウ 農業版事業継続計画（BCP）を策定してい る。</p>	1 経営体につき 1 点
	<p>エ 青色申告を行っている又は目標年度までに行 うこととしている。</p>	1 経営体につき 1 点
	<p>オ 以下のいずれかの取組に該当している。 (ア) 事業実施前 3 年度内に化石燃料を使用しない 園芸施設への移行による温室効果ガスの削減 若しくは化学農薬、化学肥料使用量の削減を行 っている又は目標年度までに行うこととして いる。 (イ) 有機 JAS の認証を受けている又は目標年度 までに認証を受けている面積を拡大する。（新 規で認証を受ける場合も含む。）</p>	1 経営体につき 1 点

⑤ 新規就農	<p>事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。</p> <p>ただし、認定就農者である場合に限る。</p>	<p>1 経営体につき 2点 なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。</p> <p>a 50歳までに就農した者である場合（法人にあっては、役員の過半が50歳以下である場合に限る。）は、2点</p> <p>b 事業実施年度以降に新規就農者育成総合対策の交付を受けない場合は、1点</p>
⑥ 農業者の育成	<p>農業研修生（国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。）を受け入れている。</p>	<p>1 経営体につき 1点 なお、受け入れた農業研修生が、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合は、1点加点する。</p>
⑦ 女性の取組	<p>以下のいずれかに該当している。</p> <p>ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者）</p> <p>イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織</p> <p>ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの</p>	<p>1 経営体につき 3点</p>
⑧ 輸出事業計画との連携	<p>助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画の認定がされており、導入する機械等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。</p>	<p>1 経営体につき 1点</p>
⑨ 農作業の共同化	<p>自らの經營に係る農作業について他の農業者と共同して行っている又は目標年度までに行うこととしている。</p>	<p>1 経営体につき 3点</p>

注：1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として経営体の取組全体を対象

として算定するものとする。

- 2 「④経営管理の高度化」のうち「目標年度までに法人化することとしている」に該当するとして加点する場合は、法人化に向けた取組計画を必ず確認するものとする。
- 3 輸出事業計画とは、輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）により農林水産大臣が認定した計画をいう。